

平成27年度

エネルギーの地産地消促進事業費補助金

公 募 案 内

公募受付期限：平成27年5月29日（金）

平成27年4月

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

1. 事業内容

(1) 目的

本事業は、エネルギーの地産地消の促進を図るため、地域が取り組む新エネルギーの導入事業に対して、予算の範囲内で補助するものです。

(2) 公募対象者

市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体等による共同体（以下、「コンソーシアム」という。）とします。

(3) 公募対象事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号。以下「法」という。）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及び附属設備の導入で、かつ、次のいずれにも該当する事業を対象とします。

- 法第4条に規定する特定契約に基づき得られる収入（以下「売電収入」という。）の全額を当該地域において地域振興事業等に活用すること
- 他の道事業に採択されたことがない事業であること

ただし、特定契約による買取期間において、交付された補助金額以上を下記に示す地域振興事業等の①～④に掲げるものうち、省エネ・新エネの推進に資する事業に売電収入を充当していただきます。

また、この事業は、電源立地地域対策交付金を活用していることから、発電施設等所在市町村への経済波及効果等が必要となります。

◆法第2条第4項に定める再生可能エネルギー源は、次のとおりです。

- ・太陽光 ・風力 ・水力 ・地熱
- ・バイオマス（動植物に由来する有機物でエネルギー源として利用できるもの）等

◆地域振興事業等とは、次のとおりです。

次の事業及び当該補助事業による導入設備の維持管理等（維持管理・修繕の経費、減価償却費等）。

① 企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成・整備、企業導入に係る産業基盤整備、農畜産業・林業・水産業等の経営近代化に係る事業、地域産業関連に係る生産・加工技術研究開発事業など

② 地域活性化事業

特産品の開発普及、地域おこし、人材育成、観光振興、生活利便性に資する事業など

③ 上記①、②の事業に要する経費に充てる基金の造成

④ その他知事が認めるもの

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

経費項目	補助対象経費
設計費	機械装置等の設計に係る経費
設備費 (機械装置等購入費)	機械装置等の購入及び製造、修繕又は据付等に必要経費 ただし、土地の取得及び賃借料は補助対象外とする
工事費	機械装置等の設置に不可欠な配管、配電等の工事に必要経費
諸経費	機械装置等の設置を行うために直接必要とするその他の経費 (例：工事負担金、管理費(旅費、通信費、会議費等))
その他知事が特に必要と認めた経費	機械装置等の設置に必要な経費のうち、道に事前に協議して知事が特に必要と認めた経費 ただし、次の経費は補助対象外とする ・食糧費等の個人消費的経費 ・常用雇用者に係る人件費

(5) 交付の仕組み

新エネルギーの導入に係る事業内容（補助事業内容や売電収入による地域振興事業等の内容など）や事業費、事業の継続性、波及効果などを記載した事業計画書を提出していただき、事業の継続性、効果などの審査を行い、認定された事業計画は、交付申請を提出し補助対象事業や補助額の交付決定を受けていただきます。

(6) 交付内容

補助金の補助率、上限額は次のとおりです。

補助率： 補助対象経費の1/2以内

上限額： 1,500万円

2. 応募方法等

(1) 提案者

事業計画書による提案は、コンソーシアムとします。

(2) 提出書類

①事業計画書【別記第1号様式】

②事業計画書を補完する参考資料（任意提出）

提案内容は、できるだけ提案書の様式内で記載完結するようにし、参考資料の添付は10枚以内としてください。

参考資料を提出する場合は、提案書に当該参考資料の参照を明記してください。

③添付書類

- ・法人の場合は、決算書（直近2期分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）及び定款又は商業登記法第10条に規定する登記事項証明書の写し
- ・コンソーシアム協定書の写し
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度にかかる書類等の写し
- ・当該事業計画に関する特許、実用新案等を取得又は出願している場合はその写し
- ・会社案内等のパンフレット
- ・その他

機械装置等の一覧及びパンフレット(写し可)、機械装置等の参考見積もり結果一覧（見積もりは3者以上で整理すること）など

④提出部数

上記の「①」は、正本1部（片面印刷）、副本2部（両面印刷）を提出してください。

また、「②および③」は、各3部提出してください。

(3) 応募にあたっての留意事項

①事業計画書の作成について

- ・提案書類は全てA4とし、「事業計画書」は本公募による様式を使用してください。
- ・本公募は、環境・エネルギー室ホームページに掲載していますので、次のURLをご参照ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

- ・必要書類に不備がある場合は、受理できないことや審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

②コンソーシアムの協定について

コンソーシアム構成者は、事業計画書の提出にあたり、事業の実施に必要な機械装置等の購入や管理、事業運営などについて、構成員と十分な合意を図っておく必要があります。

③その他

事業計画の策定にあたっては、「4. 交付申請、事業の実施、実績報告」に掲げる取扱い等についても留意願います。

(4) 補助事業公募のスケジュール（予定）

- ①募集期限（事業計画書の受付） 5月29日（金）17時まで
- ②審査委員会（ヒアリング） 6月中旬頃
- ③事業計画の認定等に係る通知 6月中旬頃

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

(6) 応募受付期間

平成27年4月1日（水）～平成27年5月29日（金）まで

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00/月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

(7) 事業計画書の提出先、問い合わせ先

○事業計画書の提出先は次のとおり。

提出先	住所	電話番号
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200(総合案内)
石狩振興局産業振興部商工労働観光課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111(代表)
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300(総合案内)
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9900(総合案内)
日高振興局産業振興部商工労働観光課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9030(総合案内)
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9400(総合案内)
檜山振興局産業振興部商工労働観光課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6500(総合案内)
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5900(総合案内)
留萌振興局産業振興部商工労働観光課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8404(総合案内)
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516(総合案内)
ホップ総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0603(総合案内)
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005(総合案内)
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100(総合案内)
根室振興局産業振興部商工労働観光課	〒087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-24-0257(総合案内)

○公募に関する問い合わせ先は、次のとおり。

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線 26-172）

3. 審査

(1) 審査方法

事業計画の認定は、公募要件に合致する提案を対象に、エネルギーの地産地消促進事業計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行います。

事業計画は、(2)の審査基準に基づき書類審査を実施し（※1）、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。（※2）

なお、事業計画の認定にあたっては、審査委員会が応募案件の内容等に関し意見を付すことがあります。

※1 認定審査にあたっては、ヒアリングを実施する予定です。審査委員会でのヒアリングではコンソーシアムからのプレゼンテーションを予定しています。

※2 審査員会で定める最低基準に到達しない場合、予算の範囲内であっても認定されない場合があります。

①審査結果の通知

審査委員会による審査結果は、認定、不認定のいずれの場合も審査講評と合わせて通知します。

②認定事業計画の公表

認定した事業計画は、道のホームページなどで公表します。

③交付申請

事業計画の認定を受けたコンソーシアムは、別に定める期日までに「4. 交付申請書、

事業の実施、実績報告書」の（１）交付申請書により補助金等交付申請書を提出し、知事の交付決定を受ける必要があります。

（２）審査基準

事業計画書は、以下に示す審査基準に基づき総合的に審査します。

項目	評価内容
市町村のエネルギー振興計画等との整合性	市町村で定める総合計画や新エネルギービジョンなどによる新エネルギーの導入の位置づけを評価します。
新エネルギーの効果的な導入	地域における新エネルギーの賦存量の把握などにより、地域特性を十分に活かした効果的な新エネルギーの導入を評価します。
地域経済への活性化効果	売電収入を活用して地域振興事業等への取り組みによる地域経済の活性化効果について、具体性や有効性などを評価します。
地域内連携・協働	行政や企業など構成員間が、事業目的に資するために連携・協働が図られているか、役割分担や実施体制、売電収入の管理体制などを参考に評価します。
事業の実現性、持続性	事業を継続して行くための方策や取り組みなどを参考に、事業の実現性や持続性・継続性を評価します。
道内への波及効果	他地域のモデルとなる事業として実現に資する効果を評価します。
発電施設所在市町村等への経済波及効果	電源立地地域対策交付金を活用していることから、発電施設所在市町村等への経済波及効果を評価します。

《発電施設所在市町村等》

振興局名	市町村名
空知	夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、新十津川町
石狩	札幌市
後志	蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村
胆振	室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
渡島	函館市、北斗市、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町
檜山	奥尻町、今金町
上川	士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、美深町、中川町
留萌	羽幌町、天塩町
宗谷	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	津別町、斜里町、遠軽町、滝上町
十勝	士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町
釧路	釧路市

4. 交付申請、事業の実施、実績報告

（１）交付申請

事業計画の認定を受けたコンソーシアムは、別に通知する期日までに交付申請書を提出し、知事の交付決定を受けることになります。

なお、補助金等交付申請書（経済第1号様式）には、次の書類を添付し提出していただきます。

- ① 事業計画書（経済第2号様式）
- ② 事業計画書（経済第4号様式）
- ③ 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- ④ 経費の配分調書（経済第10号様式）
- ⑤ 事業予算書（経済第11号様式）
- ⑥ 資金収支計画書（経済第23号様式）
- ⑦ 納税対応状況申出書（別記第2号様式）
- ⑧ その他、事業費の参考となる書類（見積書(写)、パンフレットなど）

(2) 事業の実施

①事業期間

事業は、原則として交付決定後に開始し、平成27年2月27日までに完了するようにしてください。

②補助対象経費の執行

補助対象経費の執行にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 機械装置の導入及び消耗品の購入などの契約事務については、市町村財務規則に準じた取扱いにより行ってください。また、事業実施期間内に使用しなかった消耗品等については、補助対象外となります。

なお、発注にあたっては、3者以上の見積書を取ってください。3者以上の見積もりを取ることが困難な場合は、その理由を整理し記録を残してください。

イ 旅費については、旅費明細書、利用明細が明記された領収書等を保管してください。

ウ 切手、封筒、コピー用紙などをまとめ買いする場合については、受払簿を作成し使用状況を記録してください。（補助事業期間内に使用されなかった分については補助対象外となります。）

エ 上記のア～ウに加え、次の事項に留意してください。

○ 日常的な発注、支払、帳簿等の経理業務については、コンソーシアム代表者等に一任することは差し支えありませんが、重要な決定を行う場合（特に予算編成・更正や交付申請などの道への申請や届出、決算を行おうとする場合など）には、構成員の過半数が出席した会議を開催し、その議事録を作成してください。

○ 補助金事業に係る収支については、事業専用の帳簿や預金通帳及びその証拠書類を備え、次により整理してください。帳簿類において確認ができなかった場合には、補助対象外となりますのでご注意ください。

・補助事業に係る経費の支払いにあたって、あらかじめ見積書、注文書（控え又は写し）、契約書又は注文請書、納品書、検収書、請求書、領収書（銀行振込の場合は、銀行発行の口座振込通知書等）を作成又は取得してください。

・伝票類は、経費の区分毎に整理し、帳簿とつきあわせられるように整理してください。

③その他

○ 補助事業に係る建設工事が完了したときは、工事完了届（経済第18号様式）を提出していただきます。

○ 本事業により導入した設備に対し「平成26年度電源立地地域対策交付金事業」と表示していただきます。なお、表示が困難な場合は、市町村の広報誌等に掲載し周知をお願いいたします。

(3) 実績報告書

事業が完了した場合は、事業の完了の日から20日を経過した日までに補助事業実績報告書（経済第19号様式）に次の書類を添付し提出していただきます。

- ① 事業実績書（経済第2号様式）
- ② 事業実績書（経済第4号様式）
- ③ 経費の配分調書（経済第10号様式）
- ④ 補助金等精算書（経済第20号様式）
- ⑤ 事業精算書（経済第22号様式）
- ⑥ 処分制限財産（取得価格50万円以上）の台帳の写し
- ⑦ その他、事業費の確認できる書類（契約書(写)、検査調書(写)、機械装置等の写真など）

(4) 補助金の支払い

補助金は、実績額に応じて交付決定額の範囲内の金額で支払います。

道に対して実績報告書を提出した後、道が調査を行い、支払うべき補助金額を確定したうえで、口座振替により支払います。

(5) 事業完了後の留意事項

- ① 補助金の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ② 補助金事業終了後、会計検査院が実地検査に入る場合があります。
- ③ 補助金事業終了後においても、事業の実施状況について報告していただきます。
- ④ 補助金事業により取得し又は効用を増加させた財産（取得価格及び効用の増加価格が50万円未満のものは除く。）を補助金の目的に反して使用し、譲り渡し、交換、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。
ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）を経過した場合は、この限りではありません。
- ⑤ 補助事業に基づく成果の供与等により収益が生じたと認められるときには、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付していただく場合があります。ただし、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限ります。
- ⑥ コンソーシアム事業者は、納税義務を負うこととなります。売電収入は、国税や道税、市町村税の対象となりますので、事前に最寄の税務署等にご相談願います。
また、導入した設備は固定資産税の対象となりますので所在市町村にご確認願います。